

各 位

亀山市 子ども総合支援課 母子保健グループ

令和6年度 低所得の妊婦の初回産科受診費助成について

亀山市では、低所得の妊娠した可能性のある女性に対して初回産科受診費助成を行います。

記

- < 対 象 者 > 亀山市に住所を有し、低所得で妊娠した可能性がある女性
※次のA及びBに同意が必要
A. 所得判定のため世帯の課税状況を確認すること。
B. 妊婦健康診査の受診医療機関等の関係機関と市が、必要に応じて、支援に必要な情報（妊婦健康診査の未受診確認や家庭状況等）を共有すること。
※令和6年4月1日以降の受診した分が対象。
※他の地方公共団体その他の公共団体において初回産科受診に相当する助成金の交付を受けている場合は対象外。
- <対象となる検査> 妊娠した可能性があり、初めて産科を受診した費用（保険適用となったものは対象外）
- <助成上限金額> 10,000円 ※100円未満の端数は切り捨て。
- <申請受付期限> 令和7年3月31日（月）
※期間を過ぎますとお支払いできませんのでご注意ください
- < 助 成 方 法 >
(1) 検査費用は医療機関に全額支払ってください。
(2) 下記の①②③を子ども総合支援課 母子保健グループへ提出してください。
申請時には、**通帳・印鑑（請求者と窓口来所者が異なる場合のみ）**をご持参ください。
①助成金交付請求書（様式第1号）（申請者記入）
※請求者は初回産科受診した者とし、助成金振込口座の名義人も同じにしてください。
②医療機関が発行する妊婦健康診査に係る支払額が確認できる書類（写し不可）
③所得が確認できる書類（令和6年1月1日時点で亀山市民の場合は不要）
(3) 後日、助成金を指定された口座に振り込みます。
※ゆうちょ銀行へ振込みをご希望の場合
通帳2ページ目の銀行使用欄に【店名】【店番】【預金種目】【口座番号】の表示があるもののみ振込が可能です。

【問合せ窓口】

亀山市 子ども総合支援課 母子保健グループ

住所：〒519-0164

三重県亀山市羽若町545番地

亀山市総合保健福祉センター あいあい

電話：0595（98）5003 ※平日8：30～17：15